

業務委託契約に関する 再委託のガイドライン

厚木市 総務部 契約検査課

令和 7 年 2 月作成

目 次

1	はじめに	・・・・・・・・・・ 1
2	対象となる業務	・・・・・・・・・・ 1
3	一括再委託の禁止	・・・・・・・・・・ 1
	(1) 一括再委託とは	
	(2) 一括再委託の禁止	
	(3) 一括再委託に当たらないケース	
	(4) 一括再委託の例外	
4	再委託の承諾・不承諾について	・・・・・・・・・・ 5
	(1) 承諾手続	
	(2) 再委託先として認められない相手	
5	無断再委託等の違反を行ったものに対する措置	・・・・・・・・・・ 5
6	個人情報の保護	・・・・・・・・・・ 6
7	受注者は再委託した業務についても発注者に対し責任を負う	・・・・・・・・・・ 6

【参考資料】

- 再委託承諾申請書(様式1)
- 再委託承諾書(様式2)

1 はじめに

このガイドラインは、本市が発注する委託業務において、やむを得ず再委託を行う場合の手の続の適正化を図るため、その基準と運用について定めるものです。

なお、本ガイドラインは、令和7年度の契約案件（年度契約を含む）から適用します。

2 対象となる業務

委託業務(委任又は請負とする役務の提供)

(例)業務委託、賃貸借(保守点検等の役務の提供を含む。)

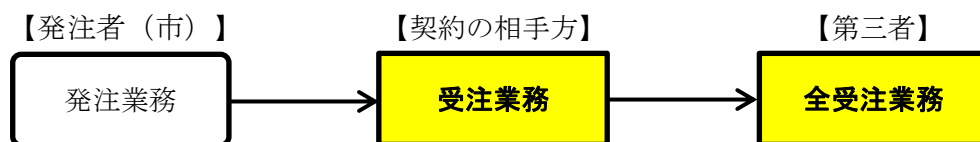
※コンサルは工事系の規律に委ねる趣旨から本通知の対象外とします。

3 一括再委託の禁止

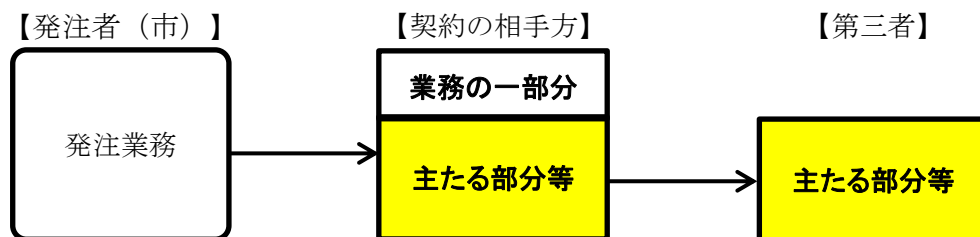
(1) 一括再委託とは

業務のうち、次に該当するものを第三者に委任し、又は請け負わせることをいいます。

ア 契約業務に係る履行の全部



イ 契約業務に係る主たる部分又は契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分



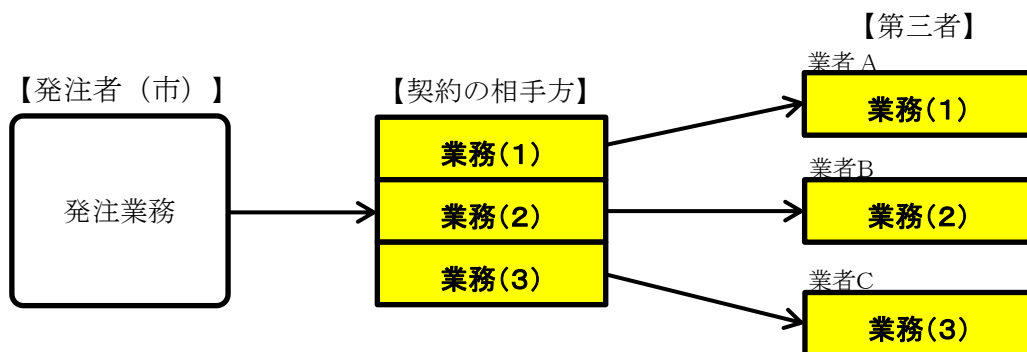
主たる部分とは

- ①当該業務の目的を達成するに当たり必要不可欠な業務
- ②当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務

※主たる部分の例としては、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等です。

※できれば、主たる業務を仕様書に明示することが望ましい。

ウ 全ての業務を分割して複数の業者に再委託しようとするとき



※ 業務を細分化して複数の者に全て再委託し、自らは契約の履行場所に常駐していないため、実際に直接、指揮、監督又は検査等を実施していると認められない場合などです。

※ 自らも業務の一部を履行し、複合業務等の理由があり、それぞれの業務の実施現場において、再委託の相手方に対して直接に指揮、監督等を実施する場合は再委託を認める余地があります（P 3 (3) 参照）。

再委託の承諾（後も）に当たっては、必ず指揮・監督等の実態を確認するものとします。

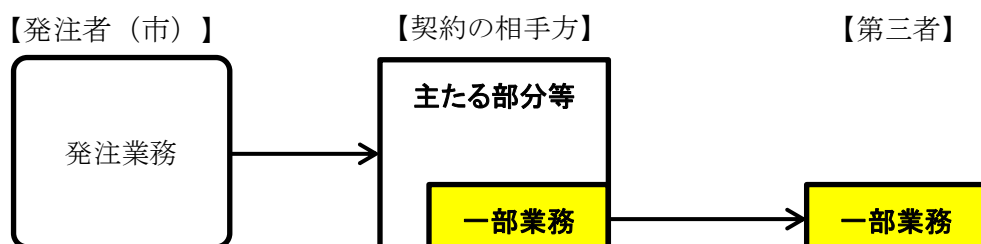
（２）一括再委託の禁止

原則として一括再委託を禁止します。

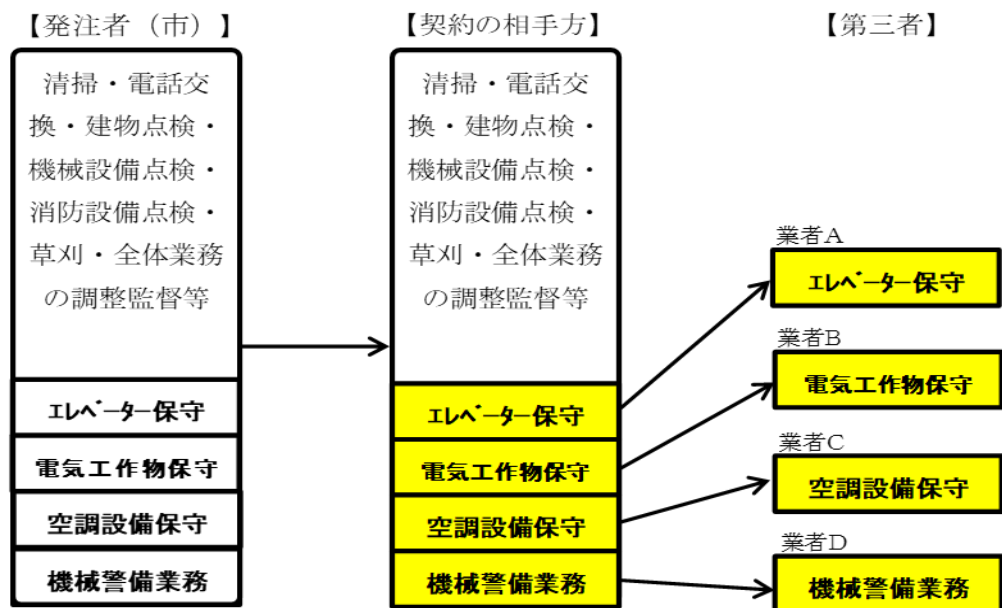
(3) 一括再委託に当たらないケース

次に該当する場合は、再委託ができることとします。

ア 一部を再委託するが、業務の大部分又は主たる部分等は自らが実施するとき



イ 多数の業種を含む業務を一括した複合業務として受託した場合、自ら実施できない業務について第三者へ再委託するとき

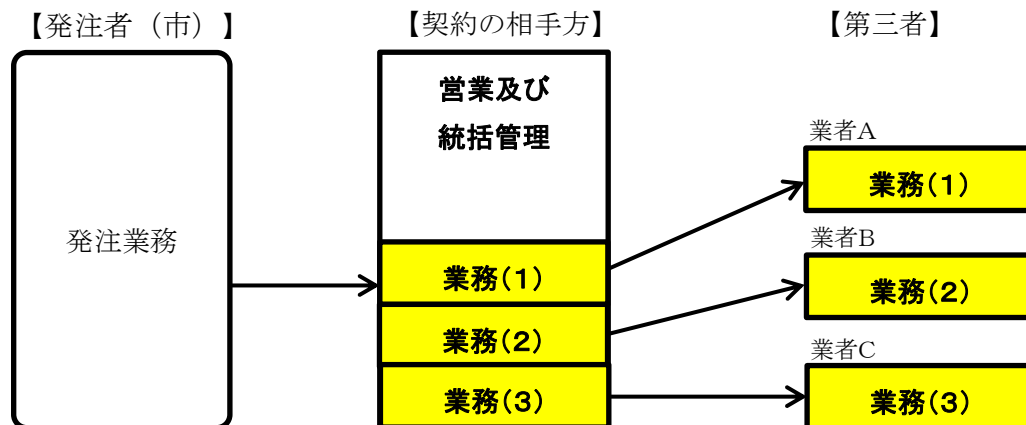


※ 多岐に亘る業務の発注に対し、一者単独で履行できる業者がほとんどいないケースなどです。

（具体例）施設の総合管理等、業務内容が多岐にわたり、契約の内容すべてを履行できる者ないため、業務を分割し、一部の業務を実施できない業務を第三者へ再委託するときや、発注者側の都合により複数業務を一括発注としているが、再委託を禁止する

と契約を履行できる業者がないときに該当します。

- ウ 業務を細分化して複数の者に再委託するが、自らも再委託の相手方それぞれの業務について、直接の指揮、監督、検査等を行うことで、作業の実施に直接関与するとき



※ 多岐に亘る業務の発注に対し、一者単独で履行できる業者がほとんどいないケースなどです。

「多岐に亘る業務の発注に対し、一者単独で履行できる業者がほとんどいないケース」や「グループ企業の間で営業と役務提供を分業しているケース」など業務を細分化して複数の者に再委託する場合において、再委託全体で契約金額の2分の1以上であっても、再委託による業務の実施に当たり、それぞれの業務の実施現場において、契約の相手方が再委託の相手方に対し、直接に指揮、監督等を行うときは、再委託することができるものとします。

（具体例）機械、電算システム等の開発・保守管理等では、機械やシステム等の製造・開発メーカー等が、各部門の営業を行う会社と役務サービスの提供を行う会社等に分社化、グループ化しているところが対象となるものです。

グループ内で役務サービス提供会社の業務に関する入札及び契約その他の営業を、営業担当会社が行う形態となっていることがあります。

（４）一括再委託の例外

自らが直接業務を行っていたが、災害等緊急の事情により再委託する必要が生じ、これを本市が認めたときは一括再委託できることとします。

災害等により自ら履行することが困難となった場合、再委託しないと市民生活等に影響が出るケースです。

4 再委託の承諾・不承諾について

(1) 承諾手続

受注者は、再委託しようとするときは、別紙「再委託承諾申出書(様式1)」に必要事項を記載し、監督員に提出するものとします。(窓口、郵送、電子メール、FAX可)

発注課は、申出内容を審査し、再委託が妥当と判断した場合には、市長名をもって受注者に「再委託承諾書(様式2)」を交付するものとします。

なお、再委託承諾申出書の内容に変更が生じた場合は、受注者は速やかに変更を申し出て承諾を受けることとします。

※ 再委託承諾申出書は収受処理をするとともに、再委託承諾書の交付は必ず決裁の上、行ってください(課長決裁)。

※ 契約の相手方が特殊な技術、ノウハウなどを有することから競争入札に適さないことを理由として随意契約を締結したのに対して再委託を承諾する場合は、随意契約理由との整合性を失わないよう特に留意してください。

(2) 再委託先として認められない相手

次に該当する場合は、履行内容や金額にかかわらず、再委託先として認められません。

ア 再委託する第三者が指名停止措置を受けている場合

厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱(以下「措置要綱」という。)第7条及び第10条により、受注者は、指名停止期間中の第三者に再委託することはできません。

ただし、災害等による緊急の事情により再委託をしないと市民生活等に影響がある場合等は、措置要綱第6条第1項及び第2項を準用し、再委託を可能とします。

イ 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

5 無断再委託等の違反を行ったものに対する措置

受注者が発注者の承諾を得ず無断で再委託を行うなど当ガイドラインに違反した場合は、入札参加停止や指名競争入札における指名の制限に該当することがあります。

※履行完了後に不適切な再委託が判明した場合も同様とします。

6 個人情報の保護

個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務については、「個人情報保護に関する特記事項」を添付することとなっています。詳細は行政総務課「個人情報の取扱いに係る業務を

外部に委託する際の留意点」を御確認ください。

7 受注者は、再委託した業務についても発注者に対し責任を負う

再委託を行った場合、受注者は再委託先による当該義務違反は受注者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとします（標準約款にその旨記載されています）。

【参考資料】

再委託承諾申出書(様式1)

再委託承諾書(様式2)

(様式1)

令和 年 月 日

(宛先) 厚木市長

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名
事務担当者氏名
電話番号

再委託承諾申出書

令和 年 月 日付けで契約を締結した下記業務について、業務の一部を下記のとおり再委託したいので承諾願います。

- 1 業務委託名
- 2 契約金額
- 3 契約日
- 4 履行期間
- 5 再委託業者
 - (1)所在地
 - (2)商号又は名称
 - (3)代表者氏名
 - (4)電話番号
 - (5)業務の責任者
- 6 再委託の内容・範囲、再委託の必要性及び再委託予定者を選定した理由
- 7 再委託予定額 円
- 8 再委託予定期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

※ 複数の者に再委託する場合は、それぞれの役割及び体制が分かる書類を作成の上、提出してください。

(受注者) 様

厚木市長
(公印省略)

再委託承諾書（又は、不承諾書）

令和 年 月 日付けで申し出のあった再委託については、下記の条件を付して承諾します（又は、承諾しません）。

1 業務委託名

2 再委託を承認する業務内容・範囲

3 再委託事業者

(1)所在地

(2)商号又は名称

(3)代表者氏名

4 再委託を承認する場合の承諾の条件

- (1) 受注者は、承諾を得て再委託の相手方となった者(以下「再委託相手方」という。)に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うこと。
- (2) 受注者は再委託相手方の業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。
- (3) 契約内容のうち、再委託相手方による業務の履行に係る部分について不適合があったときは、受注者がその不適合の責任を負い、誠実に業務を補正し履行すること。
- (4) 再委託にあっては、受注者は再委託相手方に対する対価の支払等について、適正な取扱いを行うこと。
- (5) 再委託相手方が、この承諾の条件に違反した場合には、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、本市はその一切の賠償の責を負わない。
- (6) 再委託承諾書の内容に変更が生じる場合は、書面にて届け出を行い、事前に承諾を得ること。